

平成 30 年度一般貸切旅客自動車運送適正化事業に係る事業計画

本事業年度においては、適正化事業の中でも特に重要かつ確実な実施が求められる「巡回指導業務」を円滑に実施すべく、的確な業務執行体制の構築を図り、「安全・安心な貸切バスの運行の実現」にむけ、国の監査機能の補完の役割を担い、適正化事業実施機関としての責務を果たすため、以下の計画により事業を遂行する。

1. 貸切バスの輸送の安全を阻害する行為の防止その他道路運送法又は同法に基づく命令の遵守に関する貸切バス事業者に対する指導

(1) 巡回指導実施計画

※()内はバス協会委託営業所の内数

月	センター 実施営業所数	バス協会 委託営業所数	福岡 地区	佐賀 地区	長崎 地区	熊本 地区	大分 地区	宮崎 地区	鹿児島 地区
4月	16カ所	1カ所	7	1	3(1)	2	0	2	2
5月	16カ所	2カ所	7	1	2(2)	2	2	2	2
6月	16カ所	2カ所	8	1	2(2)	2	0	2	3
7月	20カ所	2カ所	7	1	4(2)	4	0	2	4
8月	18カ所	3カ所	7	1	3(3)	2	2	2	4
9月	20カ所	3カ所	7	1	3(3)	4	0	4	4
10月	20カ所	3カ所	8	2	5(3)	2	0	2	4
11月	20カ所	6カ所	8	2	2(2)	2	6(4)	2	4
12月	18カ所	5カ所	7	1	2(2)	4	3(3)	2	4
1月	18カ所	4カ所	7	1	2(2)	4	2(2)	2	4
2月	19カ所	4カ所	8	1	2(2)	2	2(2)	2	6
3月	19カ所	0カ所	8	1	2	2	0	2	4
計	220カ所	35カ所	89	14	32(24)	32	17(11)	26	45

参考

※管内事業者の営業所数（平成 30 年 2 月 1 日現在） … 623 営業所

※委託を除いた巡回指導対象営業所数（平成 30 年 2 月 1 日現在） … 534 営業所

(2) 巡回指導業務の公正かつ的確な実施のため取るべき措置

①適正化指導員等の配置

- ・道路運送法第 43 条の 3 第 1 号及び第 2 号に掲げる業務を公正かつ円滑に遂行するため、適正化事業指導員（以下「指導員」という。）を 4 名以上配置する。
- ・指導員の内 1 名を、センターの法人事務及び適正化事業に関する事務等を統括するため首席指導員兼事務局長に任命する。
- ・職務の執行にかかる資質の維持・向上を図るため、各種講習会、セミナー、研修等に積極的に参加する。

②巡回指導業務の公正かつ的確な実施

- ・巡回指導対象事業者を選定するにあたっては、運輸局等の監査方針等と調整のうえ選定することとする。
- ・指導にあたっては、明確な基準に基づき、均一化された判断により、公正かつ的確になされるよう徹底を図るとともに、改善の確認にあたっても公正かつ適格に実施することとする。
- ・適正化事業指導業務の改善指導等の厳正な実施を図ることが、適正化事業を推進していくうえで必要不可欠であることを、指導員自身が理解を深めることとする。

③運輸局との連携

- ・適正化事業の実施にあたっては、運輸局の監査方針及び行政処分等の基準について、最新情報の入手及び共有を図る。
- ・指導の拒否又は輸送の安全に関わる緊急を要する重大な法令違反のある事業者が認められた場合は、直ちに運輸局等へ報告を行うための体制を構築する。
- ・指導によっても改善がなされない事業者やその他違法性が疑われる事業者、利用者等からの苦情が多い事業者等についての的確に運輸局へ報告を行うため、毎月運輸局との打合せを行う。

④巡回指導業務の一部の委託

- ・平成 30 年度においては、以下の「ア」に掲げる団体へ「イ」の業務を委託する。

ア 委託先の名称

一般社団法人長崎県バス協会

一般社団法人大分県バス協会

独立行政法人自動車事故対策機構

イ 委託の内容

センターが実施する巡回指導業務の一部及びこれに付随する業務

2. 貸切バスに関する旅客からの苦情処理

- ・貸切バス事業者及び利用者からの苦情については、適正かつ迅速な処理に努め、事業者指導等を行う。